第四日　　令和八年九月四日　　開　議　午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。木村議会事務局長。

○議会事務局長（木村文徳君）

説明員として出席を予定しておりました、教育委員会　石井生涯学習課長から公務出張のため欠席する旨の届出がありましたので、佐藤生涯学習課長補佐が代わって出席することをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

本日、報道機関及び町広報担当課より、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、十番相馬勝治議員に一般質問を許します。十番相馬勝治議員。

〔十番　相馬勝治議員　登壇〕

○十番（相馬勝治君）

改めましておはようございます。

ただいま九月議会定例会において、議長のお許しを得、一般質問できることは誠に光栄に存ずるところであります。一人会派誠志会相馬勝治でございます。これからも町長をはじめ参与の皆様方に対し、お互い情報交換などを含めなが

ら、町勢発展に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

先般、熊本地震、千葉県や東北地方、数日前には津軽地方においてもレベル四から五の豪雨に見舞われ、被災された皆様方に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うものです。

それでは、質問事項に沿って伺いますので、簡潔なる答弁をお願いいたします。

一点目の選挙事務についてであります。

当町における町長及び町議会選挙の見直しについて。

他自治体では、投票時間の短縮等を含め、投票に関して、以前とは異なった体制になっているところもあります。

選挙管理委員会では、会議の中で議題に上がっているのか伺うものです。

第二点目の旧藤崎校舎の現状についてであります。

体育館のグラウンド整備、原木公園など、今年三月で全ての整備が完了いたしました。アクアポニックスタウンにつきましては、その間、準備期間も含め、六月中旬から一般オープンになりましたリンゴカ及びアクアポニックスタウンの利用状況はどうなっているのか伺うものです。

第三点目の職員の体制についてであります。

近年の働き方改革によって、勤務時間など勤務に支障はないものか伺うものです。

第四点目の役場駐車場の雪対策についてであります。

来年九月完成予定になっている老人福祉センターの源泉整備ですが、その廃湯を使用し、役場駐車場の道路側の部分を融雪する考えはないのか伺うものです。

それでは、最後の行政問題についてであります。

後ればせながら、栩内町長、当選おめでとうございます。

就任以来五か月、各課のレクチャーから始まり、職員の面接等、そしてまた首長としての公務、忙しい毎日を送られていると思います。

そこで、六月定例会においてもお話しされた基本理念、そして附帯する四つの柱を再度伺いたいと思っております。

以上をもって、私からの壇上からの一般質問といたします。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員の一般質問に対する答弁を求めます。栩内伸治町長。

〔町長　栩内伸治君　登壇〕

○町長（栩内伸治君）

皆さんおはようございます。

議会の冒頭に当たり、発言の機会をいただき、一言申し上げます。

このたびの線状降水帯がもたらした記録的な豪雨により被災された皆様に深くお見舞いを申し上げます。

二日間現地視察をしてまいりましたが、実りの秋を前に丹精込めて育ててこられた作物が水につかる光景を目の当たりにし、生産者の皆様の落胆と不安を思うと言葉もございません。

また、生活環境や道路の被災など、日々の暮らしに大きな不安を抱えておられる町民の皆様に、心よりより寄り添う町政を運営していかなければならないなと、責任の重さを痛感しております。

誰一人孤立させない暮らしを守り抜くため、被害の全容把握と復旧支援、生活の立て直しに町長として先頭に立ち、職員一丸となって、スピード感を持って全力を尽くしてまいります。

議員の皆様におかれましても、地域を支え、未来を切り開くパートナーとして、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、相馬勝治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、選挙事務についての当町における町長及び町議会選挙の投票事務の見直しの考えはあるのかについてお答えいたします。

まず、選挙事務につきましては、長時間拘束される従事者や立会人の心身の負担が大きく、人員の確保が困難であること、多くの人員の長時間勤務からくる財務負担問題、有権者の投票機会の確保、立候補者情報の提供に関する体制づくり、さらに、平常業務と連日午後八時過ぎまでの期日前投票を行う選管兼務職員の負担など、国政、自治体選挙問わず、従来より幾つかの課題を抱えております。

また、有権者の選挙や投票に関する意識の変化及び働き方に関する意識とルールの変化など、様々な環境変化に対応するための取組が必要となっているものと感じております。

選挙管理委員会においては、住民等からの様々な課題提起に対し議論を続けておりますが、現在、議論されている内容といたしましては、投票時間の短縮や投票所の再編成、電子投票の導入等を中心に検討しております。

今後も県内外の自治体の取組状況を把握するとともに、県選挙管理委員会からの助言もいただきつつ、検討中の対応案の導入や実施について議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、旧藤崎校舎の現状についてのリンゴカ及びアクアポニックスタウンの利用状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに、リンゴカの利用状況でありますが、一階のリンゴカミュージアム、多目的室及び食品加工室の令和七年度の利用実績につきましては、リンゴカミュージアムの来館者は五千五百八人、多目的室は、申込みが三十四件で、利用者は五百四十二人、食品加工室は申込みが四十三件、利用者は百四十名となっております。

リンゴカの二階及び三階は、指定管理者であるＮＰＯ法人ｔｅａｍ．Ｓｔｅｐ　ｂｙ　ｓｔｅｐにおいて、障がい者

福祉サービスである就労継続支援Ｂ型のサービス提供と、その利用者の方々の就労支援として、シイタケ、キクラゲ、ナメコの栽培等が行われております。

リンゴカにつきましては、廃校を利活用した農福連携事業を実施しており、その取組内容に関する行政視察の申込みも多く、昨年度は十四件、九十九人の方々が視察に来られております。

次に、アクアポニックスタウンにつきましては、本年六月十三日の一般オープンから三か月ほどたちますが、利用状況につきましては、オープンから七月末までのおよそ一か月半の販売実績となりますが、アクポニカフェの来客数は千四百三人、売上金額は百一万千七百二十二円であります。

アクポニ農園につきましては、七月から毎週土曜日に体験ツアーを実施しており、七月の利用実績は、申込件数三件、参加者三十人、売上金額は一万二百円となっております。

次に、職員の体制についての勤務時間の管理はどのように行っているのかについてお答えいたします。

職員の出退勤の管理につきましては、以前はタイムカードによりアナログ的に管理しておりましたが、現在は、勤怠管理システムの導入により、電子的に管理を行っているところであります。

これにより出退勤のデータ管理、集計及び分析等が電子的に行えるようになり、課ごと、係ごとの時間外勤務状況などが容易に把握できるようになったことから、安全衛生管理上、配慮すべき職員の長時間労働の管理、抑制に役立っていくものと考えており、また、休暇や各種手続等の申請、許諾がシステム上で完結できるものとなったことから、ＤＸやペーパーレスの推進及び押印の見直し等が実施でき、業務の改善が図られたところであります。

次に、役場駐車場の雪対策についての老人福祉センターの温泉を使った融雪の考えはないかについてお答えいたします。

役場駐車場の冬期の除排雪につきましては、平時は委託業者による除雪を行い、冬期間中は降雪量に応じ、排雪を行

っているところであります。

ご質問の温泉を活用した融雪につきましては、現状、新たな源泉を求め掘削を始めたところであり、また、安定的な湯量の確保が確認されている状況ではないことから、温泉の掘削状況及び活用の可否を見定めた上で判断してまいりたいと考えております。

次に、行政問題についての町長のまちづくりに対する基本理念を伺うものですについてお答えいたします。

私のまちづくりに対する基本理念に関しましては、先般、五月の臨時議会及び六月の議会定例会においてお話しさせていただいておりますが、要旨について改めて申し上げます。

私の町政に対する考え方といたしましては、「幸せを実感できる子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」を念頭に、三つの理念と四つの柱を重視してまちづくりを行ってまいります。

三つの理念とは、「対話が幸せの出発点」「暮らしの実感を大切に」そして「町民と一緒につくる町」であります。

また、四つの柱とは「子育て・福祉政策」「教育政策」「農業・商工業政策」最後に「防災・減災政策」としております。

まちづくりに関しましては、昨今の社会事情や意識・常識の変化、未来への予測動向など、様々な判断要素を考慮しつつ、可能な限りタイムリーな結果指標に向けて努力を積み重ねていかなければならないものと認識し、日々向き合っているところであります。

しかしながら、私一人では結果を出すことが難しいものでありますので、議員の皆様のご理解と関係する職員、そして町民を含む様々な方との協働、対話により実現してまいりたいと考えております。

以上、相馬議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、十番相馬勝治議員に再質問を許します。十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

それでは、一点目の選挙の事務についてお伺いいたします。

十八歳以上の選挙権だということで、我々の若い頃よりも若干といいますか多くなっていると、また、事務的にも多くなっていると、投票する人ですよね、多くなっていることは事実であります。

そこで、一点聞きたいのは、地方自治体では、各市町村が独自に投票の時間を制定できるということについてですけども、これはいいんですよね、その認識で。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

その件につきましては、地方自治体のほうで一応最近の新聞等でも出ていますように、地方団体の選挙につきましては、短縮と変更できるというものになっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

私がちょっと言いたいのは、どうしても八時までの投票はちょっときつい面もあるんじゃないかと。当然、事務的に携わっている人ですよね。国政、県政にかかわらず。そこで六時から八時までの投票率といいますか、投票人数といい

ますか、その辺のところを若干お知らせ願えればなと思っております。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

お答えいたします。

十八時以降の投票率でありますけれども、近年の選挙結果で申し上げますと、令和五年四月の県会議員選挙では、投票率は四〇・一八％のうち、十八時以降の投票率は二・九五％、同じく令和五年六月の県知事選挙では、投票率五九・七八％のうち、十八時以降の投票率は三・六一％、令和六年十月の衆議院選挙では、投票率五六・四％のうち、十八時以降の投票率は三・〇三％、令和七年十月の参議院選挙では、投票率五五・〇七％のうち、十八時以降の投票率は四・〇五％、令和八年二月の衆議院選挙では、投票率五四・四％のうち、十八時以降の投票率は一・八五％、同じく、令和八年四月の町長選挙では、投票率五四・七四％のうち、十八時以降の投票率は二・六％となっており、季節的な影響はあるかと思いますけども、有権者ベースでは約二％から四％となっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

今のデータを聞きますと、約三％、有権者じゃなくて、投票率の約二％から三％だということで、その二％から三％に対しての経費ですよね。投票所が十数か所だと思ったんですけれども、投票所、詳しく私もちょっと調べてないんですけれども、それにかかる経費等を含めて、ちょっと金もかかると、そしてまた従事している職員ですよね、一般の立

会人も含め、その方たちの日曜日の開票なんですけれども、次の日仕事の人も当然おるわけです。それを考えますと、やっぱし今のこれから時代、投票は国民の義務ですので、今の期日前投票を含め、六時まででも私はいいんじゃないかと思っております。自治体でもそういう方向に向けた情報もありますので、仮にここでは六時にしてくれとは言いませんけれども、選挙管理委員会、もうちょっと柔軟性を高めて、投票の時間、短縮時間を含めてちょっと考慮してもらいたいと思っておりますんですけれども、総務課長におかれましてはどういう考えがあるのかひとつお伺いいたします。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

お答えいたします。

先ほど相馬議員、投票率ベースって言いましたけれども、私は先ほど申し上げたのは、あくまでも有権者数の分母とした率でしたので、投票者率となるとまたちょっと変わってきます。なので単純に言えば投票率が、例えば町長選でいけば五四・七四％のうち、二・六％でしたので、投票者ベースでいくと、率は五四・七四％を掛けた分、もっと率的には増えるという形になります。

ちなみに、例えば町長選挙で申し上げますと、投票者をベースにすると四・八一％とかというふうに、二・六％から投票者を分母にすると四・八一％という形になりますので、すみません。

それで選挙管理委員会といたしましては、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、朝は早朝から深夜までの職員の負担はもとより、投票立会人等の負担が大きいことから、立会人をお引受けいただける方が少ない状況になっております。ですので可能な限り負担を軽減するための対策として、投票時間、投票の電子化、投票箇所を含めた投票の在り方等に関し、先般も選挙管理委員会ございましたけれども、その中でも議論しており、今後はその実現に向け、検討を

続けてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

なるべく……、

○議長（奈良完治君）

ちょっと伺いたいんですけれども、先ほど経費の件も聞いてませんでした。

○十番（相馬勝治君）

いや、経費は額は教えなくても結構です。

○議長（奈良完治君）

そうですか。

○十番（相馬勝治君）

ただかかるということを強調したかっただけですので。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

経費をとか、議長のほうから経費とか様々なことを言われましたけれども、結局は住民の方々は、一人一票、自分の信頼できる人に入れるという信念があれば、時間に関係なく投票する人は投票するんだという私は考え方ですので、こ

れから先、ほか自治体を含めながら投票時間の短縮等を含め検討してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、旧藤崎校舎についてであります。

アクアポニックスタウンについては、一般オープンしてから三か月ということですが、何事もこの事業に関しては、校舎の活用整備が七億二千二百四十万円ぐらいと、その七億二千万円強の経済効果といいますか、その辺もこれから問われると思うんですよ。担当課長いわく、それなりの人数も見学してくれる人もいるということです。そして、私はこの実業校舎について、結局、前平田町長が手を挙げてやった事業です。様々な補助金など、そしてまた、一般会計からの持ち出し等を含めやってきた事業です。このキノコ栽培については、当初の計画よりも随分変わったと、結果的にですよ。ということでちょっと懸念している部分もあります。

私は実業校舎の全体を含めて、やっぱしチェックする必要があるんじゃないかと思っています。急にやれやれではなくて、どれがまずいのか、結局、今の四つのサイクルである、ＰＤＣＡでしたかのサイクルを再度チェックから始まったほうがいいんじゃないかと思いますけれども、戦略の課長においては、これからの課題とかがもしあれば、答弁願います。

○議長（奈良完治君）

三浦経営戦略課長。

○経営戦略課長（三浦良彦君）

お答えいたします。

旧藤崎校舎の利活用につきましては、三年度で全ての整備が終わり、アクポニカフェ、パーク、農園、こちらは六月十三日から一般オープンしたと。こちらは議員のおっしゃるとおりのスケジュールで今運ばれています。

ただ、その実績、アクポニカフェにつきましては三か月、事業計画に対しては、金額ベースで言えば七割くらいという今推移にございます。これからリンゴカ、アクポニタウン、農福連携を基軸とした施設、あるいは持続可能な水循環型農法と誘客、観光の拠点となる観光施設、こういったものをうまく活用し、内外に発信していけるような取組も今後必要となってくると思います。

議員言われたように、今後もプラン、実行、そして今後は検証、改善、こちらのほうも事業者さんと伴走しながら、しっかりと取り組んでいく、そういうことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

私も今、先ほど経済効果と言いましたけれども、これは一種の勉強といいますか、その辺も含まれておりますので、金額的には言いませんけれども、それなりの事業成果を把握しながらも自分たちなりの目標を立てながらＰＲしていただければなあと思っておりますので、これから事業展開に対して様々な問題があります。社会状況の変化等を含めて、今言いましたＰＤＣＡを基に、そしてまた、経営ではないんですけれども、ＯＯＤＡ（ウーダ）という言葉もまた最近出てきておりますので、その辺も含めて迅速なる対処を願い、再質問をリンゴカ、アクポニタウンについての再質問を終わりと思います。

次に、役場職員の勤務体制です。

私、先ほどちょっとしたデータを見えなくしまして、忘れてきまして、ちょっと頭に入ってるのが一点あります。春になれば当然、役場、会社もそうですけれども、人事異動があるということは皆さんもご承知だと思います。さあ、そ

こで人事異動した場合、どうしても担当する部署が変わったり、畑違いのところ、畑違いってばおかしいけれども、全然分からない部署に行ったりする場合もあります。

先般、四月の末頃でしたか、どうしても八時、九時まで庁舎に電気がついていると。そしてまた八月の二十何日でしたかな、一週間ぐらい二階に電気がついているという状況がありました。その働き方改革ということではありますが、各課においては今の四月はこれ、どうしても転勤って言えばおかしいけれども、課が替われば指導するとか、様々な分野で時間は残業とか、そういうのもあると思います。

八月に関してはもう大分九時まで電気ついているとするのはちょっと疑問に思われるんですけれども、その点、役場職員に対しての働き方改革、そしてまた当然残業すれば残業もかかるし、そして前に聞いた話だと、残業すれば、次の日、遅れて出勤という話も聞いたこともあります。これは定かでは、私が本人に聞いたわけではないですけれども、そういう話も聞きました。これから職員の方々も大分慣れてきていると思いますので、目標って言えばおかしいんですけれども、どうしても分からなければ一人で残業する。誰も職員が聞こうともしないって言えばおかしいけれども、聞かないで、自分で苦しんでいると、そういう場面もあると思いますけれども、課全体の把握、どうしても課長、課長補佐が職員に対しての気配りも大事だと思うんですけれども、その辺の指導ってすのは、どういう形態とか体制になってるのかちょっとお伺いします。総務課長でもいいですので、よろしくお願いします。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたように、現在、出勤体制についてはシステム的にしております。その内容につきまし

ては私のほうでも全ての職員の勤務時間とか、そういうことに対しては確認できるようになっております。月ごとの集計出ますのでその中でも、時間外に勤務している時間が長い職員がいれば、私のほうでその担当課長に、この方長いんですけれども、どうしてるんですかという指導等をしているという状況にあります。

また、役場の業務につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、時期的なものや突発的なもの、緊急性が高いものなど、いろいろな原因により、やむを得なく長時間の勤務が続く場合もございますけれども、そうした場合であっても、職員の安全、衛生管理上、勤務時間については特に留意しながら管理していかなければならないという認識でおります。さらに今現在、総務課では勤務時間の管理を含め、職場環境の改革に着手したところであり、この先三年後、三年先までを目標に、職員が職場環境によるストレスがなく安心して働ける、生きがいのある環境づくり、職場づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

職員もお家事情、仕事の内容とか、様々な分野で精神的に弱い人も、メンタルが弱い人もおります。職場で楽しくてと言えばおかしいんですけれども、みんなで各課の中で様々なものを共有しながら、和気あいあいとは言いませんけれども、みんなが各情報を共有しながら、いい環境づくりを各課におかれましてはつくってもらいたいと思っております。とにかく役場そのものは長く続くわけですよ。ただ、その辺のところを含め何とか職場環境、各課の職場環境を課長自らちょっと勉強しながらでも構いませんので、改善できるものは改善するということでよろしくお願いいたします。

続きまして、役場駐車場の融雪についてであります。

いつ何どき積雪が多い少ないかかわらず雪が降るわけですけれども、役場駐車場の緑地帯の手前に雪を置いているということで、冬になれば当然車が置けない状態にはなっています。恐らく年間てすれば、あの排雪に百万円前後とか、そういうかかるんじゃないかと思っていますけれども、今回、質問したのは、社会福祉協議会にも行きました。そして福祉課にもちょっと話合いをしたんですけれども、当然、源泉がもう上下水道からじゃなくて、すぐここにあるわけですよね。これ掘削してみないと、湯量、温度、それは分かりません。だけれども、私の考え方として、当然、毎年百万円以上かかる排雪があるということで、湯掘ったば、すぐあっこさ流せばいいんでなへという案って、考えが浮かびまして、へばどうせばいいだべと、みんな全面を駐車場にするんであればだば、ちょっと金がかかるけれども、現実置き場にしている部分を融雪するのであればよげじぇんこかからねんでねいなと、そういう考えがちょっとこうよぎりまして、今回質問しました。大っぴらに全部を融雪パイプをやって、融雪しろということではありません。一部融雪のパイプを埋設、または出して、融雪してはどうかと思って質問したわけです。

当然、源泉が終了する前には福祉課、社協等三者会談すると思っています。その話の中で、業者にこの廃湯とか、そういう埋設するパイプの何てすんだ、バルブとか、様々なものがあると思うんですよ。そういうところは、先ほど総務課長もちょっと話にはなったんですけれども、今から計画といいますか、もしやるとすればこういう方法があるんじゃないかなってすのをやっぱり考えておいてもいいんじゃないのかなと思ってましたけれども、総務課長におかれましては、私のこの案についてはどう思います。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

議員おっしゃるとおり、活用できるものであれば活用していきたいというふうには思っておりますけれども、今、議

員もおっしゃっていたように、今現在、掘削工事中であります。どれだけの湯量が出てくるかまだちょっと不明な点もあります。お湯そのものは、多分議員も社協とかで聞いたかと思うんですけれども、冬期間の間は、社協のところの融雪及び床暖房等にも利用しているということでしたので、それ以上のお湯等が出てくる。もしくは融雪等を考えた場合に、通常井戸水とかであれば、道路とかは常に流しておかなければ、その後凍結等して凍ったりとかということもあるので、ある程度確保ができるというところをちょっと確認した上で、当然、利用できるものは利用してまいりたいというふうに思っております。

また、設備費等、あと維持管理も含め慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

この融雪に関しては、私はこの場で言った以上、若干の討論もこれからあると思いますので、その節には、建設課及び社協、そしてまた総務課という三者に相談、こうなればどうだんだと、どうなるのと、そういう相談もこれからあると思いますので、建設課におかれましては、仮に今の駐車場を排雪しなければ、当然、別の町内を排雪できるわけですので、そういうところを踏まえて、工事してくれと言いませんけれども、前向きな議論、討論をしたいと思っておりますので、この件に関しては、これからひとつよろしくお願いし、前向きな討論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりました。町長に対しての質問になります。

町長におかれましては、先ほど言いましたように、休みも少なく、家庭も若干そっちのけと言えばおかしいんですけ

れども、何やら家族の方も我慢しておられる点もあると思いますけれども、今の町長、三本の基本理念、四本の柱ということは、先ほど来、春先から聞きましたけれども、これから今まで立候補した時点の考え、そしてまた、今までの経験した考えが若干、ものが分かり次第、ものって言えばおかしいけれども、行政の中身が分かり次第考え方も変わってくるのかなと思っておりますけれども、今現在の町長、町民の幸せを願うのが第一点だということになっておりますけれども、これから先、長い目で見て、今のこの三本柱、三つの基本理念、四本の柱と、それをどのように、どのようなサイクルで流れ、様々な言い方はあると思うんですけれども、どういうふうな認識でいるのかなと思っています。

そして、私もちょっと長い間、石澤村政、それから小田桐町政、平田町政を見てまいりました。平田町政におかれましては、皆さんもご承知のとおり、もうちょっと辞め方がね、まずかったのかな。当然、小田桐町長もそうでした。ただ、平田町長におかれましては、一回しか選挙をやっていません。二回目になってから無投票、三回目も無投票、四回もまだって、何でや対抗いねんだかと、ということも、やっぱし平田博幸というよきにしも悪きにしも、それだけの権力といいますか、手腕があったわけですよね。私は前平田町長を見て、今の失礼なんですけれども、まだそこまでは行けないと、ただ、流れが一年は流れだけが見えて、今の平田町政の悪いところ、いいところを確認しながら、二年目になれば、自分たち、来年度予算にも影響してくるんじゃないかと思っていますけれども、来年度予算はまだ早いかもしれませんけれども、計画が一点でも二点でも、計画があるのかお伺いします。

○議長（奈良完治君）

栩内伸治町長。

○町長（栩内伸治君）

ありがとうございます。まだ議員になって本当に三年も経ってなくて、町をこれだけ深い形で見るっていうことが経験不足で、今、絶賛、皆様から様々な声を聞きながら、日々学びの時間を過ごさせてもらっております。

議員時代のときと違って、今ここに座らせてもらっての五か月間は、全く違う視点で物を見るようになりましたし、一つ言えるのが町民の皆様に対して本当にもっともっとよくしたいという気持ちも大きくなり、そしてもっともっと様々なことを実現してあげたいと思う反面、そういうお財布の中の事情等々様々ありながら、しっかりした優先順位をつけながら、一番有効な方法を、副町長をはじめとした職員の皆さんと一緒に進めていかなくちゃいけないというのが強い気持ちになっております。その中でも、お金をかけずにすぐできるものっていうのはすぐ進めていこうというふうに思っておりまして、先ほど総務課長のほうからもありました、三年かけて役場職員の改善をしていく、私も前回の議会で話ししましたが、全職員と面談が終了しました。約二百名の方と話をしていろいろな話を聞くことができました。その中を皆様と一緒に共有しながら、今、今週撮影したりしたんですが藤崎職場生き生きプロジェクトということで、職員の皆さんがプロジェクトを立ち上げて一緒になって職場改善していこうというのが三か年計画で動き出しました。今までであれば我慢していた働き方の部分であるとか、そういうのを声に上げられるそういうワークショップをつくったりとか、私は常に自分の考えを、動画等を撮りながら、皆様には発信して、近い目線でしっかり役場職員の方々のメンタルのほうもサポートしていきながらやっていきたいというふうに思っています。

その同時に、町民の皆様との声を聞くふじトークとかも開始しておりますが、先ほど家族のほうを少しおろそかにしているんじゃないかという話でありますが、しっかり家族の笑顔は守られておりまして、僕的にはまだ頑張っている、大丈夫かなと思っております。

ただ、隙間があれば、いろいろなところに出向いていろいろなイベントとか、団体のほうに話を聞きに行くっていうのを私からしてしまうばっかりに、ふじトークの件数が増えないという現状もありまして「申し込まなくてもあなた来てくれるからそれでいい」と言ってくれているんです。でも、それよりもやっぱりもういろいろな人の声を聞きたいので今後も絶賛募集中ではございますが、先ほど相馬議員から言った三つの理念、対話が幸せの出発点、暮らしの実感を

大切に、そして町民と一緒につくる町、これはもう大前提でございます。今それをしっかり来年度の予算編成も含めた段階で私のほうの意見もどんどん皆様に落とし込んでいっている最中でございます。

同時に柱である子育て・福祉、教育、農業・商工業、防災・減災というのも、どれが一番というのもこれもつけられずに、しっかり皆さんの声を聞きながら、一番必要なものをそのときタイムリーに提供していくというフットワークの軽さという部分で進めていきたいと思っています。

とにかく皆様の声をとにかく聞いて、そういう移住・定住に選んでもらえている今藤崎町でありますが、ここの町からここの町に生まれて、ほかに出ていってもまた帰ってきたくなる町、そういった若者、女性も流出しない、そういうような今後十年間の計画を見据えて、今後私、町政運営を一生懸命やってまいりたいと思います。そのためには相馬議員の力もぜひお借りして、一生懸命頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

十番相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

長期的な展望を今町長のほうからお聞きしました。継続は力なりということは皆さん知っていると思います。一期、二期で終わるんであれば、大変恐縮ですけれども、要らないわけですよ。長ってすのはネバーエンディングストーリーですよね。英語でちょっとあれなんだけれども、終わりのない物語になっていくんですよ。次から次へと、だから私は高村光太郎さんの作品じゃないけれども、自分の前に道はないと、自分の後には道ができると、恐らく教育長は、私と何十年か前にこういう話もした記憶あると思いますが、だから私はこれから先ね、あなたには道はないけれども、後ろには道ができている。どのぐらい深い道か分かりませんよ、これは。ただ、長期間において様々なネットワークを使いながら、そしてまた職員との面接、できれば私は子供たち、小学校、中学校、高校生問わず子供たちの意見を私は聞い

てほしいと。子供たちはどうしても素直な気持ちで、そして我々には発想もできないようなことをぺろっとこう出てきたりします。それを含めて子供たちの将来に向けたまちづくり、そしてまた現実問題として今住んでいる藤崎町、数年前、住んでよかった住みたいまち藤崎町と、一位になったこともありましたので、また、その一位を目指しながら、あまり風呂敷を広げないで、一歩ずつクリアしていきながら、ほかの市町村に負けないようなまちづくりをしてほしいと思っております。

私も現職、そしてまた現職から離れる場合もありますので、私なりにも協力できるものがあれば協力していくし、ここにうすら二十人強の直接行政との関わりする人もおりますので、その辺のところを踏まえながらこれからもまた大変でしょうが、行政運営に頑張ってほしいと思っておりますので、よろしくお願いし、再質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（奈良完治君）

これで、十番相馬勝治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午前十一時とします。

休　憩　午前十時五十二分

再　開　午前十一時

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、七番五十嵐　忍議員に一般質問を許します。七番五十嵐　忍議員。

〔七番　五十嵐　忍議員　登壇〕

○七番（五十嵐　忍君）

改めましておはようございます。議席番号七番、町民クラブ五十嵐　忍でございます。令和八年第三回定例会に当たり、通告に沿って一般質問いたします。

去る八月二十八日、藤崎町戦没者追悼式が執り行われました。世界では、今も各地で戦争や紛争が起こり、子供たちも命を奪われています。このような国際情勢にあって、日本は、さきの大戦から八十一年間戦争をしていない事実、これは日本国民が世界に誇るべきことではないでしょうか。大人が子供の笑顔を奪ってはいけない。未来を奪ってはいけないのです。

さて、その未来ある子供たちにとって、そして保護者にとって、果たして現状の支援は十分なのか。その観点から今回幾つか質問いたします。

まず、一、として、障がい児福祉における所得制限は、「こども基本法」の基本理念に反しているのではないか。放課後等デイサービスの利用料を町が一部助成することはできないか。

二として、病児・病後児・医療的ケア児の保育体制は現状どのようになっているか。

三として、保育所等では、三歳児以上は主食（米飯）を持参しなければならないが、給食で提供できないのか。

最後に、四として、離婚家庭で養育費を受け取っているか把握できているか。法定養育費制度がスタートしたが、今までとどう変わったのか。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。栁内伸治町長。

〔町長　栁内伸治君　登壇〕

○町長（栩内伸治君）

五十嵐　忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援についての障がい児福祉における所得制限は、こども基本法の基本理念に反しているのではないか。放課後等デイサービスの利用料を町が一部助成することができないかについてお答えいたします。

放課後等デイサービスは、障がい福祉サービスにおける障害児通所サービスの一つでありますが、利用者負担につきましては、原則一割負担であることに加え、負担上限額が定められており、具体的には、生活保護世帯と町民税非課税世帯はゼロ円であるほか、町民税課税世帯では収入状況に応じた負担上限額が定められており、一定の軽減措置が図られているところであります。

また、これらの金額は上限額であるため、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担が生じないものであります。

こども基本法の基本理念の概要といたしましては、全ての子供が権利の主体として尊重され、安全に成長し、幸せに生きられる社会を実現することとされるものであります。

一方で、所得制限の考え方としましては、一定以上の所得がある世帯には、公的給付に対し、相応の負担をしていただくものであり、それぞれの立場において、どちらも必要な考え方であるものと認識しております。

そのため、所得制限が基本理念に反していると一概に言い切ることは難しく、放課後等デイサービスの自己負担や負担上限額については、国の障害福祉サービスの制度構築に関連して、負担の在り方として、国が考えるべきものであると考えております。

次に、病児・病後児・医療的ケア児の保育体制は現状どのようになっているかについてでございますが、町内の保育施設一か所において、平成二十八年四月から病気の回復期にある病後児対応型の事業を実施しているところであり、近

年は年間、一人から二人の園児が利用しております。

一方、子供が病気の回復期に至らない時期の病児対応型につきましては、診療所や病院を併設する保育施設が実施する場合が多く、また、利用状況の不安定さが事業者の負担になるなどの理由から、現状、受入れできる町内の保育施設がない状況にあります。

医療的ケア児の保育体制につきましては、人工呼吸器の使用やたんの吸引、経管栄養、導尿など、日常的に医療的ケアを必要とする子供を対象とするため、相当の設備や機器が必要となるなどの理由から、現状、受入れできる町内の保育施設がない状況にあります。

そのため、町内保育施設だけでは対応し切れない場合などの補完措置として、近隣市町村が実施する病児保育事業や、医療的ケア児保育支援事業を藤崎町の幼児も利用できるよう、広域連携により利用施設を確保しているところであり、昨年度は一名の方が医療的ケア児保育支援事業を利用している状況であります。

次に、保育所等では、三歳児以上は主食（米飯）を持参しなければならないが、給食で提供できないのかについてでございます。

現在、町内の保育施設では、三歳児以上の園児につきましては、副食のおかずおやつ等のみを施設が提供し、主食のご飯等は保護者の方に準備していただいている状況であります。

なお、ゼロ歳児から二歳児までの園児につきましては、主食及び副食ともに施設が提供しており、三歳児以上の園児とは、給食提供の形態が異なっているところであります。

毎朝の炊飯と持参の準備は、保護者の方にとって少なからず負担となっているものと認識しておりますが、主食の提供を実現するためには、まず、施設側の意向が前提となるものであります。

現状では、施設ごとに設備や調理体制が異なることから、各施設の意向や実情を把握した上で、導入の可否や提供す

る際の費用、設備導入への支援などについて、町内の保育施設と協議してまいりたいとそのように考えております。

次に、離婚家庭で養育費を受け取っているか把握できているか。法定養育費制度がスタートしたが、今までとどう変わったのかについてでございますが、養育費は父母間における私的な取決めによるものであり、行政が養育費受給の有無を直接的に把握する制度的な仕組みはないものと認識しておりますが、独り親家庭に支給される児童扶養手当の現況届や、独り親家庭等医療費の受給資格の更新時に、養育費等に関する申告をしていただいているところから、多くの場合は、養育費の受給を確認できているところであります。

法定養育費制度につきましては、令和八年四月一日から民法の改正に伴い新設された制度で、養育費の取決めがなくても、取り決めるまでの間、子供と暮らす親が他方の親へ、十八歳未満の子供一人につき月額二万円を請求できる暫定的・補充的なつなぎの制度でありますので、適正な養育費の取決めにつきましては、これまでと同様に、協議などの手続によるものとなります。

制度がスタートしたことにより、養育費の取決めができていないから請求できないという状況が解消されたほか、先取特権が認められ、ほかの一般的な債権より優先して回収できるようになったものであります。

町といたしましては、この制度を広く周知するため、町ホームページ等に掲載しているところであります。

また、青森県では、独り親家庭の方が確実に養育費を受け取ることができるよう、公正証書作成費用などを補助する養育費確保支援事業を行っていることから、関係機関と連携しながら、必要な支援が行き届くよう対応してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、七番五十嵐　忍議員に再質問を許します。七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

それでは、再質問いたします。

放課後等デイサービスの利用者負担なんですが、先ほど答弁で、生活保護世帯と町民税非課税世帯はゼロ円だと、それはいいんですけれども、収入状況に応じた負担上限額というのが、世帯所得が八百九十万円までだと、月額四千六百円です。それが八百九十万円以上になると三万七千二百円にいきなり跳ね上がります。そうすると、子供の利用控え、親の働き控えにつながりかねません。藤崎町では学童保育が、実質無料なので、この差が際立つんですね。全国的には学童保育は必ずしも無料じゃありません。数千円利用料を取っているところが多いです。

こども基本法の基本理念、全ての子供が、全ての子供がですよ、権利の主体として尊重され、差別されないということです。これ差別されていますよね。親は自分の子供の発達の特性に合ったところに通わせたいんですよ。所得制限は、先ほど一定以上の所得がある世帯には、公的給付に対し相応の負担をしてもらうと、そういうふうにおっしゃっていましたけれども、子育て家庭への手当ですね。二年前までは、児童手当これは全ての子供が対象です。児童手当は中学校卒業まで、そして所得制限はありました。ところが二年前に改正されて、高校生年代まで、そして所得制限が撤廃されているんですよ。

ところが、障がいのある子供がいる家庭の手当、特別児童扶養手当、それから障害児福祉手当、これは依然として所得制限があるままです。これはどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

負担上限額につきましては、国が制度として定めた金額でありますため、その差分について、町が判断するものではございません。それぞれの金額はあくまで負担上限額ということですので、サービスの利用状況において、実際に負担していただく額は、この金額の範囲内に収まるという状況が多々あります。

また、児童手当等の比較につきまして、児童手当は所得制限の撤廃や対象者の拡充がなされてきたものは、社会情勢や子供に対する支援の在り方について、その時々で判断があり、国が制度改正してきたものと理解しております。児童手当や障がい児福祉サービスも、それぞれの制度においての運用だということで、国が判断してきたものであります。障がいのある子供さんの世帯において、障害児サービスを利用する際、自己負担が生じる一方、手当等とか交付される給付と負担のバランスも国が考えているものでございます。

答弁としては以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

国の制度ではあってもね、私は町として何かできないのかと思います。

例えば、機会あるごとに国や県にこういうことを要望していくことはできるんじゃないでしょうか。町長の考えをお聞きします。

○議長（奈良完治君）

栩内伸治町長。

○町長（栩内伸治君）

まさに今、五十嵐議員が言ったような、町独自でまでやるということの判断は、今早急な部分ではお答えできませんが、県、国への要望としてそういう声を上げていくというのは私も大いに賛成でございますので、それは今後、私は率先してやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

一定数の子供がいれば、当然一定数の病児や障がい児がいます。健常児支援と障がい児支援は並行して行われなければならないと私は思います。

続いて、病児・病後児・医療的ケア児の保育体制についてお聞きします。

町内の保育施設一か所で病後児対応型の事業を実施しているということで、これは藤崎保育所だと思いますけれども、ほかの施設の子も利用できるのか、そこをお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

ほかの園児も受入れ可であります。ただし、長期にわたる場合は、転園してもらって、受け入れるというケースもございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

病後児なのであまり長期にわたることはないのかなと思いますけれども、藤崎保育所さんで、ほかの施設の子も受入れてくれるということは大変いいことですけれども、ほかの施設は、なぜ自分のところで実施できないのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

先ほどの質問に戻りますけれども、長期の場合、骨折っていうのがありまして、実際一か月程度通ったというケースがございました。

次に、ほかの施設でこの病児・病後保育できないのかでありますけれども、町内のほかの保育施設、常盤地区の施設でございますけれども、過去に平成三十年頃に、これをやろうとしたときがありました。ただ、その際に、スペースは確保したものの、当時の利用定員の状況や待機児童の解消のために、病児保育に回せる人員が確保できず、実施を見合せたということがありました。現在も保育士等の募集はしているんですけれども、病後児保育事業のためだけではなくて、通常の保育事業に係る人員も不足していることから、現在のところ実施は難しいということになっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

今、病後児対応型の事業についてお聞きしました。

あと病児対応型については、利用状況の不安定さが事業者の負担になると。要は季節によって、ニーズに波がある。感染症の発生してるときは、夏や冬ですね、そういうときは多いけれども、それ以外は少ない、あるいは当日キャンセルが相次ぐ、要するに子供、予約したんだけれども、体調よくなったからキャンセルという、そうするとその経営者側としては、なかなか一定のサービス提供をするための負担だという、それは巷間言われているところであります。それで町では病後児と医療的ケア児については、広域連携により利用施設を確保してるということでしたが、これはどこになりますか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

令和六年度に弘前市と医療的ケア児の保育施設利用に関する協議書を取り交わしております。病状などにより、受入れ可能な施設をその都度選定の上、実施しているものとなります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

藤崎町のような小さいところでね、そういうことは大変だと思うので、そういう広域連携できるということはいいことと評価いたします。

子供の病気で仕事との両立に悩む経験は二人目、三人目をためらわせる点で、少子化にも影響すると思います。仕事と家庭の両立に悩まなくて済む。子育てと仕事の両立に悩まなくて済むような社会的な環境づくりが進んでいってほしいと思います。

次に、三歳児以上の米飯持参の件ですけれども、私、これ令和三年の六月議会で、同様の質問いたしました。約五年、五年以上前ですか。主食とおかずがセットで食事だと思うんですが、おかずは提供するけれども、ご飯は持参するというこの二本立てというんですか、この制度は戦後間もなくから変わらず、戦後間もなくからですよ、これはね私は行政の怠慢だと思います。実際には提供している自治体もあります。各施設の意向を聞くということでしたが、意向調査はもうしているんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

正式な協議ということではありませんけれども、電話での簡単な打診というところは行っております。結果的に否定的な意見というのはさほどないという印象でした。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

やるかやらないかは施設側の判断ではなく、私は町として積極的に取り組むべきだと思います。実現に向けての課題

はどのようなものがございますか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

今後協議すべき事項としましては、調理体制であるとか、職員の増員が必要であるとか、調理器具の既存のものが対応可能か、それとも新規で必要になるのか。あとは費用の捻出ができるのか。または昼食の提供を実際する際の費用は、各施設まちまちでありますので、ほかの団体では、ほかの市町村では。なので町内の施設間でばらつきがないようなそのバランスが取れるのか。あとは費用の徴収、今、現在は、無料化、無償ではありませんので、お金が費用の徴収、これが発生します。それの手間ですね。各施設で徴収する手間。これが負担とならないのか。あるいは現在、副食費は無償化という状況の中で、負担の在り方をどうするというふうに考えるのかっていうところなど、そのような協議事項になろうかと思います。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

実現に向けての課題はね、多々あるかと思いますが、これは非常にニーズが多いですよ。私は副食費の無償化よりもむしろ先に米飯提供をするべきではなかったのかなと思います。

それでは、最後に養育費について伺います。

児童扶養手当を受け取っている世帯の数、要するに独り親家庭に支給される児童扶養手当を受け取っている世帯数をお聞きします。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

独り親家庭に支給される児童扶養手当の受給者は百二十五名でありますが、もう一つ、独り親家庭等に医療費助成事業というのがありまして、こちらが百三十八名となっておりまして、この差分が、どちらも所得制限があるんですが、より所得制限の額が厳しい児童扶養手当のほうが少なくて、独り親家庭医療費のほうは少し多いというような状況になっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

その独り親家庭のうちの父子家庭の世帯数は分かりますか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

より多く把握している独り親医療費の対象者百三十八人中、父子世帯が二十世帯、母子世帯が百十八世帯となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

要するに、ほとんど多くは母子家庭ですよね。死別もあろうかと思いますので、一概に離婚家庭とは言えませんけれども、養育費を受け取っている人数、それから金額分かりますか。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

お答えいたします。

先ほどの答弁にちょっと付け足しではあるんですけれども、独り親家庭医療費助成対象者百三十八人と申し上げましたが、これは離婚が事由となる対象の数、離婚を事由とする数でありまして、今言ったように、議員をおっしゃったような死別などは入っておりません。そのうち、養育費を受け取っていると申告があったものが二十六名で、そのうち、父子世帯が一人、母子世帯が二十五人というようになっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

要するにほとんど受け取っていない状況ですね。

あと金額受け取ってる方の中での金額。

○議長（奈良完治君）

境住民課長。

○住民課長（境　輝幸君）

すみません。言い忘れました。養育費の金額については、月額で最大九万円ほど、最小で二万円ほど平均三万六千円ほど、子供Ｉ人当たりでは三万二千円程度となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐　忍議員。

○七番（五十嵐　忍君）

今年の四月一日から、法定養育費制度ができて、先取特権が認められる。要するに給与等の差押えをすることができると。これは非常に画期的な制度だと思います。ぜひこれ広く周知していただきたい。

そして、青森県では、養育費を受け取るための公正証書作成費用とかを補助する養育費確保支援事業を二年前から、行ってるわけですけども、この養育費についても、私令和三年の六月議会で質問いたしました。こういう支援事業を町ができないのかと。当時は県がやってるものもなかったんですね。全国の市ではやっているところはありましたけれども、それもなかなか藤崎のような小さい町ですと難しいということで、でも二年前から県がやったので、非常にこれも評価いたします。そういう積極的支援が時間的、金銭的、精神的なそういう負担を軽減してくれると思いますので、こ

の点についても周知していただきたいと思います。

子供を引き取ったほうは子供との生活を余儀なくされる。ところが、もう片方の方は、まるで人生をリセットしたかのように生きられる。そんな無責任が許される社会であってはならないと強く思います。

これを最後に申し上げて、再質問を終わります。

○議長（奈良完治君）

これで、七番五十嵐　忍議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開時刻は午前十一時四十分を予定します。

休　憩　午前十一時三十二分

再　開　午前十一時三十九分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二番稲葉由美議員に一般質問を許します。二番稲葉由美議員。

〔二番　稲葉由美議員　登壇〕

○二番（稲葉由美君）

皆様こんにちは、議席番号二番、拓令会の稲葉由美でございます。四月の藤崎町議会議員補欠選挙におきまして、町民の皆様から信任をいただき、議員として歩み始めてから間もなく五か月がたとうとしております。まだまだ議員として分からないこと、知らないことも多く、先輩たちの知識などについて圧倒することも多く、日々勉強の毎日です。議員になってから、これまでそんなに気にかけていなかったことも目を向けるようになり、今まで知らずにいた町の課題

や町民の皆様が抱えている思いに触れる機会も増えました。時には新人議員に何ができるのか。女性のくせに議員になったからって威張ってるんじゃないかという、そんな言葉を耳にすることもあります。私は全く威張るつもりも到底ありませんし、正直、そのような言葉で心が折れそうになることもあります。それでも私は町民の皆様に信任していただき、この議席を託していただいた以上、どんなことがあっても逃げることはしたくないなと思っています。新人だからこそ気づけること。女性だから感じられること。そして一人一人の町民として暮らしてきたからこそ分かることもあります。まだまだ未熟ではありますが、そうした視点を大切にしながら、一つ一つの課題に向き合っていきたいと思っております。そして、私自身、必要だと思ったことは、何を言われても声を上げる、それが今の私にできる議員としての責任だと思っております。本日の一般質問も町民の皆様からいただいた声や、私自身が感じてきた疑問を基に質問させていただきます。

それでは、通告書に従い一般質問に移らせていただきます。

本日は二つのテーマについて少し細かく質問させていただきます。少しくどくなりますが、よろしくお願いいたします。

質問事項、まず一つ目のテーマについては、学校給食のさらなる充実についてです。

藤崎町では、学校給食費の無償化が実現し、子育て世帯への支援として大変評価されております。しかしその一方で、保護者や生徒からは、中学生は給食の量が少ない。午後にはおなかがすいてしまう。部活動をしている生徒には足りないといった声も聞かれています。給食は単に空腹を満たすものではなく、成長期の子供たちの健康や学習意欲、体力づくりを支える重要な教育の一つです。

また、近年の物価高騰により給食運営が厳しくなっていることは承知しておりますが、だからこそ、子供たちへの影響を最小限に抑える取組が必要だと考えております。

そこで、給食のほうについて、ざっくりと八つの質問をさせていただきます。

質問の一つ目、給食費無償化後の成果と課題をどのように捉えているのか。

二つ目、現在の給食量は国の基準だけではなく、藤崎町の子供たちの実態に合ったものと考えているのかどうか。

三つ目、中学生や保護者から寄せられている意見をどのように把握しているのか。

四つ目、物価高騰による影響と今後の対応についてはどうなっているのか。

五つ目、量だけではなく、満足感や栄養バランスの向上のため工夫できることはあるのか。

六つ目、子供たちや保護者のアンケートを実施し、実際の声を今後の給食に反映させる考えはあるのかどうか。

七つ目、中学生の給食量について、教育委員会ではどのように評価しているのか。

八つ目、国や県の補助金を活用し、量や質を維持向上できるのかどうかという八点です。

続いて、質問事項二つ目です。

高齢者が安心して暮らし続けるための支援についてです。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援について質問いたします。

藤崎町においても高齢化が進む中、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増えていると思います。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、できるだけ長く安心して暮らしていくためには、介護や医療だけではなく、日々の生活を支える様々な支援が必要だと考えます。その中でも、藤崎町において特に大きな負担となるのが、冬期間の雪への対応です。雪かきができない。屋根雪が心配だ。買物や通院のために、外に出ることが難しいなど、冬になることで、日常生活そのものが困難になる高齢者もいるのではないでしょうか。藤崎町には、除排雪困難世帯巡回等事業や高齢者世帯と除雪援助事業など、高齢者の冬の生活を支える制度があります。このような制度があるということは大変重要であり、これまで支援に取り組んできた町の努力については評価しています。

しかし、今回私が考えたいのは、制度があるかないかではなく、本当に困っている高齢者にその支援が届いているのかということです。

そこで、少し細かいのですが質問をしていきたいと思います。

質問一、現在の高齢者向け除雪支援制度についてです。

藤崎町が実施している除排雪困難世帯巡回等事業について、それぞれの対象世帯、支援内容、利用実績について伺います。

また、町としての現在の制度について支援を必要としている高齢者に十分届いていると認識しているのか。課題があれば、どのような課題を認識しているのか伺いたいと思っております。

質問二、制度を利用していない高齢者についてです。

制度があっても、全ての高齢者が自ら申請するとは限らないと思っています。制度を知らない方、申請することが難しい方、また、これくらいは自分でやらなければと我慢している方もいるのではないでしょうか。

そこで、町では現在、制度を利用している高齢者だけではなく、制度を利用していないけれども、実際には除雪などに困っている高齢者をどのように把握しているのかお伺いしたいと思っております。

質問三です。親族がいるということで支援が必要ないとは限らないのではないかということです。

高齢者世帯の中には子供や親族がいる場合もあります。しかし、親族が町外に住んでいる、仕事などで対応できない、親族自身が高齢であるなど、親族はいるんだけれども、実際には除雪を頼ることができないというケースもあると思います。町では、親族のあるなしでなくて、実際にその高齢者が誰に頼ることができるのか、冬期間の生活をどのように維持しているのかという実態まで把握しているのかどうかお伺いしたいです。

質問四です。今年一月の大雪を踏まえた今後の対応についてです。

今年一月の大雪の際には、高齢者世帯四十一軒を現地確認し、そのうち十軒については、屋根の雪下ろしが必要であることが確認されたと伺っています。この数字からも高齢者にとって雪、特に屋根雪が大きな負担になっていることが分かります。

そこで、この四十一軒、また屋根の雪下ろしが必要とされた十軒について、町では実際どのような対応を行ったのでしょうか。

また、今回の大雪で明らかになった課題を今後の高齢者支援や除雪対策にどのように生かしていくのかお伺いしたいと思います。

質問五です。除雪を通じて、高齢者の見守りにつなげることについて。

私は、除雪支援には雪を片づけるという役割だけではなく、もう一つ大きな役割があると思っています。それは高齢者の見守りです。高齢者宅を訪問する機会があれば、いつもと様子が違う、体調が悪そうだ、生活に何か困っていることがありそうだといった変化に気づくことができます。

そこで、現在、除雪支援を高齢者の見守りや福祉支援につなげる取組を行っているのでしょうか。

また、今後、民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関との連携をさらに強化し、除雪をきっかけとして、必要な支援につなげていく考えはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

そして質問六、最後に、高齢者が安心して暮らし続けるための支援についてです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困ったことが起きてから支援を求めてもらうだけでなく、困る前に、地域の中で高齢者の困り事に気づき、必要な支援につなげていくことが大切だと考えます。現在、藤崎町には様々な支援制度があります。だからこそ制度を新しくつくることだけではなく、今ある制度を本当に必要としている人にどう届けるかが重要だと思っております。特に、冬期間の除雪を一つの入り口として、高齢者の生活の実態を把握

し、除雪だけではなく、買物、通院、見守りなどを含めた支援につなげていく仕組みを今後さらに充実させていく考えはあるのかどうか、町長の所見を伺いたいと思っております。

長くなりましたが、以上、壇上からの私の一般質問とさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員の一般質問に対する答弁を求めます。栁内伸治町長。

〔町長　栁内伸治君　登壇〕

○町長（栁内伸治君）

稲葉由美議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、学校給食のさらなる充実についての給食費無償化後の成果と課題をどのように捉えているかについてお答えいたします。

令和六年十月に創設された青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用により、当町においては、それまで保護者負担となっていた第一子の給食費を無償にすることで完全無償化となり二年ほど経過しているところであります。

成果といたしましては、子育て世帯における給食費を含む教育費の負担軽減が実現できたものと認識しております。

当該交付金は、給食費の無償化のほかに、保育所等の副食費の無償化、高校生世代までの医療費無償化の拡大等、様々な子育て支援の充実のために活用されております。

課題につきましては、特に大きいものはないと考えておりますが、交付金で賄えない不足分を町の財源で負担している部分につきましては、交付金だけで対応できるよう、県や国の今後の支援を期待するところであります。

次に、現在の給食量は国の基準だけでなく、藤崎町の子供たちの実態に合ったものと考えているかと、中学生の給食

量について、教育委員会は現在どのように評価しているかにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

当町の給食における給与栄養目標量は、国の基準を基に、町内児童生徒の身長及び体重のデータを加味して算出したエネルギー量を基準として献立を作成しておりますので、実態に合ったものと認識しており、量につきましても適正であると評価しているところであります。

次に、中学生や保護者から寄せられている意見をどのように把握しているかと、子供たちや保護者のアンケートを実施し、実際の声を今後の給食に反映させる考えはあるかにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和六年度において小学校二年生及び五年生並びに中学校二年生の児童生徒を対象に実施した給食食育アンケートの内容や、栄養教諭による食に関する指導の授業後の振り返りでの意見のほか、各学校で保護者が参加した給食試食会において実施するアンケート、学校給食運営協議会でのＰＴＡ代表の方からの意見等を、その後の献立作成や給食の提供に活用しているところであります。

次に、物価高騰による影響と今後の対応についてはどうなっているかについてでありますが、物価上昇が続く状況に対応するため、令和八年四月から給食費の単価を引き上げたことで、賄材料費の予算が十分に確保されたことにより、給食の質が維持されていると思っております。

今後も物価高騰の状況が続くと見込まれますが、価格を抑えた食材の活用や献立の組合せ、味つけの変化など様々な工夫をしながら、必要な栄養摂取基準を満たした給食の提供を継続してまいりたいと考えております。

次に、量だけでなく、満足感や栄養バランスの向上のために工夫できることはあるかについてでありますが、量及び栄養バランスにつきましては、日々工夫して、給食の提供を行っているところであります。

今後も食育の意義を大切にしながら、地元産の食材や旬の食材のほか、特色ある食材を取り入れた献立により、児童生徒の満足感の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、国や県の補助金を活用し、量や質を維持向上できるのかについてでありますが、令和七年度において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う保護者の負担を増やすことなく、質を保った給食を提供してきたところであります。

また、県で実施した通常の給食に一品プラスする経費を補助する県産食材活用推進費補助金を活用して、地元以外の県産食材を使った献立で給食を提供し、地域の産業や食に対する興味関心を向上させるとともに、心身の健やかな成長を育む食育につながる取組も行ったところであります。

今年度においては、給食費の改定により、十分な予算の確保ができたことで、安定した収支状況となっておりますが、今後も財源確保のため、様々な補助金等の情報収集に努めながら、栄養バランスの取れた安全安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者が安心して暮らし続けるための支援についての現在の高齢者向け除雪支援制度についてお答えいたします。

高齢者世帯等除雪援助事業の対象者につきましては七十歳以上の独り暮らし高齢者、もしくは二人とも七十歳以上の高齢者夫婦の世帯で、町内に直系二親等以内の親族がいない場合が対象となるものであります。

内容といたしましては、自宅玄関から公道までの通路を最小限の範囲で除雪するもので、十二月から翌年三月までの冬期間のうちに五回を限度に無料で除雪を行うものでありますが、この冬は大雪により、豪雪対策本部を設置したことから、回数を十回増やし、十五回までとしたところであります。

利用実績につきましては、延べ利用者数が百二十八名で、利用回数の合計は二百九十一回となっております。

今回、大雪により、災害救助法の適用を受けて、屋根の雪下ろしを行いましたが、町が柔軟に雪下ろしに対する支援ができないかという課題が生じたところであります。

次に、制度を利用していない高齢者についてでありますが、除雪援助事業を利用するためには申請をしていただく必要があり、前年度利用した方には民生委員が訪問し、今冬も利用するか意向を確認し、申請につなげる支援をしております。

制度を利用していない方への制度周知は大変重要であり、周知活動としましては、広報紙に掲載しているほか、町社会福祉協議会のサロン活動や、昼食会でのアナウンスや、民生委員による地域の高齢者への声がけ等から、新規の利用につながる場合があり、制度の周知と利用への支援に関しましては、今後も幅広く、また積極的に取り組んでいるところであります。

次に、親族がいるということで支援が必要ないとは限らないのではないかについてでありますが、除雪援助事業の対象となる要件は、町内に直系二親等以内の親族がいない場合でありますが、この要件に該当しないことで、一律に却下するものではなく、親族が病気療養しているなど、除雪の対応ができない事情がある場合は、個別具体的な理由を把握して判断しておりますほか、町外の親族は要件確認の対象とはなっていないものであります。

また、親族の有無にかかわらず、町社会福祉協議会に除雪の相談等があった際に、冬期間における困り事の相談を受けた場合、具体的には住居の寒さや凍結対応、買物や通院の外出の不便さなど様々な課題に対しましては、関係機関と協議調整し、役割分担しながら、必要に応じて介護保険サービスにおける冬期間の短期入所や訪問介護のサービス利用、外出支援のタクシー利用助成制度など、必要な支援を提案しているところであります。

次に、今年一月の大雪を踏まえた今後の対応についてでありますが、まず、今般の大雪への対応につきましては、令和八年二月二日に災害救助法の適用を受けたことにより、高齢者等住宅十軒の屋根の雪下ろしを実施しておりますが、

その際、雪下ろしに関する問合せ等が四十一件あり、相談受付シートに基づき、用件を確認しながら対応したところであります。

災害救助法の適用により屋根の雪下ろしを実施するためには、高齢者等のみの世帯で、ほかに雪下ろしをする支援者がおらず、業者に依頼するための資金が厳しいほか、住居の傾きやきしみなど倒壊のおそれがある場合に限られるものであり、相談を受ける際に、要件全てに当てはまるか確認し、現場確認を行いながら、対象者を確定したものでございます。

課題と対策につきましては、町はこれまで、屋根の雪下ろしについての支援策がなく、災害救助法が適用されたことを受けて、雪下ろしを実施したことから、今後の大雪を想定し、雪下ろしの支援制度の創設が必要であると考えており、本定例会の補正予算案において、助成金の関係予算を計上させていただいているところであります。

次に、除雪を通じて高齢者の見守りにつなげることについてでありますが、除雪援助事業では、町社会福祉協議会に除雪を依頼することとなりますが、その際、除雪以外の困り事を把握した場合、福祉課と町社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に開催しているネットワーク会議で共有し、課題解決に向けたアプローチを検討し、関係機関ごとの支援内容を協議し、高齢者の困り事ごとに応じた対応をしているところであります。

また、高齢者の見守り体制につきましては、民生委員が、冬期の除雪ニーズに限らず一年を通して地域の要支援者の情報を収集し、町へ連絡しているほか、福祉課と町社会福祉協議会では、サロン活動や介護予防事業を通じて、高齢者等と接する様々な場面で情報の収集と共有を図っているところであり、今後もより緊密な協力体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、町長の所見を伺うについてでありますが、高齢者の除雪援助を通じて見守りを充実させていくことは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、福祉関連施設を充実させることであり、私の政治理念に照らしても、

暮らしの実感を大切にする町政や、重点政策の一つとしての子育て、福祉政策にも合致しているものであり、議員のご指摘も十分に理解できるものであります。そのためには、新しい制度を構築するだけでなく、今ある制度の見直しや改善、事業同士の結びつきなど、創意工夫を凝らして必要な支援につなげていくことを目指していきたいと、そのように考えております。

また、私は対話を重視した町政を掲げており、困り事は直接住民の方から伺うことで、ニーズを適切に把握し、住民の方とのコミュニケーションも充実させたいと、そのように考えております。これまで実施してきましたいきいき手形や外出支援のタクシー利用助成制度、また、除雪援助事業や今後の雪下ろしの支援、さらには介護予防事業など、各事業の状況把握をできるだけ集約し、関係機関がより緊密に連携できるよう、体制強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、稲葉議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後一時十分といたします。

休　憩　午後〇時四分

再　開　午後一時十分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

二番稲葉由美議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、二番稲葉由美議員に再質問を許します。二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

一つ目のテーマ、学校給食の充実についての再質問です。

現状把握についてですが、給食については、栄養基準を満たし、安全安心な提供に努めていることと思いますが、基準を満たしていることと、実際に子供たちが満足して食べていることは必ずしも同じではないと考えています。

現在、児童生徒や保護者から給食の量や内容について、どのような声が寄せられているのか、教育委員会として把握されていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（奈良完治君）

久保田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（久保田育子君）

お答えいたします。

現在のところ学校のほうからは、学校または保護者のほうから給食の量や内容についてのご要望等は特段いただいていない状況にあります。

また、先ほど町長答弁にもありましたように、毎年開催している学校給食運営協議会の中で、ＰＴＡの代表の方などからは、中学生、特に運動部に所属している生徒は、給食の量が足りないというお話はいただいたことがあります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

中学生の量についてです。

特に中学生は成長期であって、身体の発達や活動量にも大きな個人差があると思います。

また、部活動などでエネルギーを多く消費する生徒もいます。現在の給食量について、中学生の実態に十分対応できていると考えているのかどうかお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

久保田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（久保田育子君）

お答えいたします。

繰り返しの答弁になるかもしれませんけれども、給食で提供する量というのは、国の基準、これは文部科学省で示している学校給食実施基準というものに合わせて、そこに町内児童生徒の身長体重のデータを加味して算出していますので、量としては基準に合っているかと思っています。

また、中学生については、部活動、それから活動量や運動量が活発な時期でもありますので、量が足りないと感じる生徒もいると思いますし、逆に量が多くて食べれないというふうに感じている生徒も一部いるかと思われます。食べる量には個人差があるかと思いますので、それぞれの要望に合った量で提供することは難しいことですので、クラスの中で量の調整を行っている場合もあるようです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

続いて、残食についてです。

残食が少ないことはよいことだと思います。しかし、残食が少ないからといって、必ずしも量が十分であるとは限らないとも思っています。足りないけれど残さず食べているという可能性もありますが、そうした子供たちの声を把握する取組は行っているんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

久保田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（久保田育子君）

お答えいたします。

残食については、残食が少ない日はあっても、ほとんど全部の食缶がゼロで返ってくる、空になって返ってくるという日はありません。よって、現状足りていないという印象は持っていませんが、残食についても個人差があったり、その日の献立によって残食の量に変動がありますので、議員おっしゃるように、残食が少ないから量が十分であるということも言い切れないかもしれないと思っております。

また、子供たちの声を把握するということに関しましては、給食センターで行っている給食食育アンケートまたは学校でも独自に給食に関するアンケートを行っているところもありますので、それらの情報を共有しながら、現状の把握を行って、今後の給食の提供の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

物価高騰への対応についてお聞きします。

食材価格の高騰により給食運営が厳しくなっていることは理解しております。その中で、栄養面や量を維持するために、現在どのような工夫をされているんでしょうか。

また、今後さらに物価高騰が続いた場合、子供たちへの影響を避けるための対策について何か考えていますか。

○議長（奈良完治君）

久保田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（久保田育子君）

お答えいたします。

物価高騰への取組ということですが、令和八年度から給食費の単価を改定させていただいて、引上げさせていただいたことによって、賄材料費の予算が十分に確保されて、物価高騰に対応できていると感じております。

子供たちへの影響を避けるための対策ということですけれども、予算も確保されていますので、質を保った給食の提供を継続しながら、価格を抑えた食材の活用ですとか、献立の組合せなど栄養価はもちろんのこと、質量を維持した献立の作成を継続してまいりたいと考えております。今後さらに物価高騰が続いた場合も同様の対策となると思っております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

給食費の無償化については、子育て世帯にとって大きな支援であり、藤崎町のすばらしい取組だと感じております。

しかし、無償化はゴールではなく、子供たちが健康に成長するためのスタートだと思っています。ぜひ子供たちのお

いしい、おなかいっぱいという声を大切にしながら、さらに充実した学校給食づくりに取り組んでいただくことを要望して、学校給食のほうの再質問は以上となります。

続いて、高齢者が安心して暮らし続けるための支援についての再質問をさせていただきます。

町長答弁では、制度を利用していない方へは周知が重要である。また、広報紙への掲載や町の社協、民生委員からの連絡などから新規につながると説明でした。

そこで、令和七度に新規で申請のあった件数は何件あったのでしょうか。

また、その方々に共通的な特徴があれば教えていただけないですか。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

令和七年度において、除雪援助事業に新規で申請された方は二十七件ございました。新規利用者の特徴的な点といたしましては、二十七件中、二十二件が独居の方でいらっしゃいます。さらに、そのうち女性が十六名ということでございました。伺ったご意見の中には、旦那さんが亡くなられたため、新規申請されたという方もいらっしゃいました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

やはり、高齢者のうち、独居で、特に女性は除雪を負担に感じられる方が多いということだと思います。今後も関係

機関と協力して一人でも多くの方に除雪の負担軽減を図っていただきたいと思います。

次に、町長答弁では、屋根の雪下ろしについて考えをお持ちで、補正予算についての説明もありました。具体的にどのような制度とする予定なのか伺います。

○議長（奈良完治君）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木　渉君）

お答えいたします。

今回創設したい考えの屋根の雪下ろし助成制度につきましては、先進的に取り組んでいる市町村を参考にした上で、町の高齢者世帯等除雪援助事業、現在の除雪援助事業と組み合せた位置づけで検討しております。

対象世帯は、除雪援助事業と同じ七十歳以上の独居、またはご夫婦の高齢者世帯で、町内に直系の二親等以内の親族が居住していないものであります。

助成額は雪下ろし費用の二分の一で、上限額を二万五千円としたいものであります。

手続としましては、町に除雪援助事業と併せて雪下ろし助成の申請をしていただき、交付決定後、雪下ろしの日時や金額については、業者さんと決めていただく流れを想定しています。

業者さんにつきましては、あらかじめ登録制としたいため、今後、事前にお声がけや説明等を想定しております。

雪下ろしにかかる費用は直接業者に払っていただいた後、領収証等の必要書類によって町に助成金を申請していただく流れでございます。

なお、雪下ろしした雪の排雪の費用ですとか、店舗、車庫などの住居以外の建物については対象外としたい考えです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

二番稲葉由美議員。

○二番（稲葉由美君）

おととし、また昨年の大雪を想定しますと、必要な支援だと思いますので、制度が創設された際には、多くの人が活用できるよう周知に努めていただきたいと思います。

以上、二つ目のテーマの再質問は終わります。

今回、長々と二つのテーマについて質問させていただいたわけですが、どちらも町民の皆様からいただいた声や日々の暮らしの中で感じた疑問を基にしたものです。今日いただいた答弁もいただいて終わりではなくて、これから各課の皆様とも一緒に考えながら、そして、少しでも町民の皆様の暮らしにつながる取組にしていけたらなと思っております。私自身まだまだ新人で学ぶこともたくさんありますが、皆様の声を聞きながら、一緒に考え、一緒になって、よりよい町にしていけるよう、これからも私らしく自分なりに、そして一つ一つ取り組んでいきたいと思っています。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奈良完治君）

これで、二番稲葉由美議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（奈良完治君）

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午後一時三十分とします。

休　憩　午後一時二十二分

再　開　午後一時三十分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番榊　孝雄議員に一般質問を許します。一番榊　孝雄議員。

〔一番　榊　孝雄議員　登壇〕

○一番（榊　孝雄君）

皆様お疲れさまです。議席番号一番、オール藤崎の榊　孝雄でございます。ただいま議長から登壇のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

私も議員になりまして五か月がたとうとしています。今まで経験したことがないことがたくさんあり、頭も体もついていけませんでしたが、先輩議員の方々の助言をいただき、精いっぱい頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

まだ一般質問二回目ですので、緊張し過ぎているところがありますが、今日も全力投球で頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に沿って一般質問させていただきます。

一、藤崎町各小中学校のプール授業についてです。

現在、学校教育における水泳授業は、単に泳ぐ技術を身につけるだけではなく、水に慣れることや、泳ぐための基本的な技能を身につけること、さらには水の事故から自分の命を守るための知識や、能力を身につけるという重要な役割を持っていると考えています。

そこで、全国的に水難事故が発生しているが、現在、藤崎町では、各小中学校の水泳授業をどのように実施しているのか。

次に、最近では、気温が高くなる中で、水泳授業を行う際には、熱中症など児童生徒の健康面への配慮がこれまで以上に必要になっていき、悪天候によっては、予定していた授業を中止したり延期したりする必要もあり、せっかく授業の予定を組んでいても、悪天候によって実施できないことが続けば、十分な授業時間を確保することが難しいのではないか。

そこで二の猛暑や悪天候などによって、水泳授業が中止、変更になった場合、授業時間や学習内容をどのように確保しているか。

次に、水泳は体力づくりだけではなく、自分の命を守るための大切な学習だと考えています。

また、泳ぐ技術や水に対する正しい知識も大切な教育の一つだと思います。

そこで、中学校では、両校ともにプールがない。小学校から借りるなど、中学校でのプール授業について、町の考えをお聞かせください。

二、小学校陸上記録会についてです。

藤崎町では、町内三つの小学校の児童が集まり、陸上競技を通して競い合う小学校陸上大会が開催されていました。様々な競技で記録を競っていました。

また、競技だけでなく、学校の枠を超えて友達を応援したり、他校の児童とも交流したりする機会にもなっていました。ふだんの学校生活では、同じ学校の友達と過ごすことが多い児童にとって、町内のほかの小学校の児童と競い合い、交流することはとても貴重な体験になると思います。

そこで、（一）どのような経緯で廃止になってしまったのか。

次に、このような大会には目標を持って、目標に向かって努力すること、最後まで諦めずに取り組むこと、友達を応援することなど、学校の授業では得られない学びがあると考えています。

そこで、児童の体力向上、運動習慣の定着、各小学校との交流、競争心を育てるなど、今の子供たちに必要な行事だと思っているが、教育委員会ではどのような結論に至っているのか。

三、ＩＣＴ教育についてです。

現在、学校教育の中でＩＣＴを活用することは以前よりも当たり前になってきています。タブレット端末や電子黒板を使った授業など、学校でＩＣＴに触れる機会も増えています。藤崎町でもＧＩＧＡスクール構想により、町内の小学校、中学校で児童生徒一人一台のタブレット端末が整備され、電子黒板などのＩＣＴ機器も導入されています。

そこで、（一）タブレットなどのＩＣＴ機器を活用した授業をどのように充実させていく予定なのか。

次に、私は機器を整備することとＩＣＴを効果的に活用することは別の問題だと考えます。タブレットを一人一台持っていても、授業の中で十分に活用されなければ、本来の効果を発揮することはできないと思っています。

そこで、（二）藤崎町では一人一台のタブレット端末が整備されているが、児童生徒の学力にどのような効果が表れているか。

また、その効果をどのような方法で検証しているか。

次に、近年、学校教育ではタブレット端末などのＩＣＴ機器を活用した学習が進んでいますが、私はこのＡＩ型デジタルドリルを上手に活用することで、子供たちの学力向上だけではなく、自分から学習する力を身につけることにもつながっていると考えています。

そこで、（三）町内の小学校では、ＡＩ型デジタルドリルはどの程度活用されているか。

次に、ＡＩ型デジタルドリルは、児童生徒一人一人の学習状況に合わせて問題が出されるため、自分の苦手な部分を繰り返し学習したり、理解できている部分をさらに学習したりすることができるという特徴があり、このような学習方法を取り入れることで、子供たちが分からないから勉強したくないではなく、分かるようになってきたからもう少しや

ってみようと思えるようになることが大切だと思っています。

そこで、ＡＩ型デジタルドリルを活用することで児童生徒の学習意欲や学力向上にどのような変化があったか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員の一般質問に対する答弁を求めます。栩内伸治町長。

〔町長　栩内伸治君　登壇〕

○町長（栩内伸治君）

榊　孝雄議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、藤崎町各小中学校のプール授業についての全国的に水難事故が多発しているが、現在、藤崎町では各小学校の水泳授業をどのように実施しているのかについてお答えいたします。

各小学校では、学習指導要領に基づき、低学年は水遊び、中高学年は水泳運動を水泳授業として実施しております。

低学年の水遊びにつきましては、水に対する不安感を取り除くため、水中での運動遊びの楽しさを感じられるように学習を進め、水に潜ることや、浮くこと、息を止めたり、吐いたりすることを身につけるような技術面の指導をしております。

中学年は浮いて進む、潜る、浮く運動、高学年はクロール、平泳ぎのほか、水難事故等の対応力を身につけるため、安全確保につながる運動として、昨年度は全ての小学校で着衣泳学習を行っているところであります。

また、水難の事故防止に関する心得も各学年に合わせた内容で指導しているところであります。

次に、猛暑や悪天候などによって水泳授業が中止、変更になった場合、授業時間や学習内容をどのように確保しているかについてでありますが、猛暑や悪天候によりその日の水泳学習ができない場合でも、予備日等を設定した水泳学習

日程を計画実施することで、水泳の授業時限数の確保に努めているところであります。

次に、中学校では両校ともにプールがない。小学校から借りるなど、中学校でのプール授業について、町の考えを問うについてでありますが、学習指導要領の体育分野に水泳が位置づけられておりますが、適切な水泳場の確保が困難な場合、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げることと示されております。

両中学校には現在プール施設がありませんので、実技を伴わない座学により水泳の授業を行い、水難事故から身を守るための力を育てる学習で対応しているところであります。

なお、小学校のプールを活用しての水泳授業の実施につきましては、小学校と調整を図り、実施することは可能ではありますが、移動手段の確保や安全管理体制の構築など、解決しなければならない課題がございますので、現在のところ実施は難しい状況にあります。

次に、小学校陸上記録会についての、どのような経緯で廃止になってしまったのかについてお答えいたします。

廃止に至る経緯につきましては、記録会に向けた練習があるため、児童の負担となっていること、教職員の働き方改革の一環であること、近隣市町村でも廃止に至り、当町のみ実施されていることなどを総合的に検討した結果となっております。

次に、児童の体力向上、運動習慣の定着、各小学校との交流、競争心を育てるなど、今の子供たちに必要な行事だと思っているが、教育委員会ではどのような結論に至っているのかについてでありますが、児童の体力向上を図るためには、日常的に体を動かす機会を増やし、習慣化することが重要であると考えており、また、競争心につきましても、児童が運動に取り組む際の目標設定や自分の力を伸ばすための意欲につながる重要な要素であると考えております。

そのため、学校では、体育の授業はもちろん、休み時間などでのマラソン、運動会やマラソン記録会などの学校行事等により、児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合う活動を通じて、体力向上はも

ちろん思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を高める全教育活動を通じて指導に努めることで、子供たちの成長につながるものと考えております。

次に、ＩＣＴ教育についてのタブレットなどのＩＣＴ機器を活用した授業をどのように充実させていく予定なのかについてお答えいたします。

現在、町内全ての小中学校において、全クラスに電子黒板を配備するとともに、全児童生徒に対しタブレット端末を貸与しており、指導者用のデジタル教材についても積極的に整備し、ＩＣＴ機器を活用した教育活動を実施しているところであります。

具体的な利用方法につきましては、電子黒板とタブレット端末により、教職員と児童生徒が画面を共有し、双方向にコミュニケーションを取りながら、児童生徒の授業への参加意欲を高め、分かる授業の実施に努めております。

今後もＩＣＴ機器を活用した授業を充実させることで、学びや創造性を育むための環境整備を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体的に学習に取り組む授業づくりのため授業支援ツールをより有効に活用し、教職員のスキルアップに努めてまいります。

次に、藤崎町では一人一台のタブレット端末が整備されているが、児童生徒の学力にどのような効果が表れているか。

また、その効果をどのような方法で検証しているのかについてでありますが、学習意欲や集中力が向上したという意見が教職員から多く聞かれており、意欲的に学習に取り組む児童生徒が増えていることが確認されておりますが、現在のところ効果や検証を行っていない状況であります。

今後の検証方法につきましては、全国学力学習状況調査等の結果分析のほか、各学校における児童生徒の学習状況の観察等を通してタブレット導入による学習効果を検証し、授業改善に取り組むことで児童生徒の学力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、町内の小学校では、ＡＩ型デジタルドリルなどはどの程度活用されているかと、ＡＩ型デジタルドリルを活用することで、児童生徒の学習意欲や学力向上にどのような変化があったかにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、ＡＩ型デジタルドリルにつきましては、町内全ての小中学校において導入し、活用しているところであります。

活用頻度は学校ごとに異なり、毎日使用している学校もあれば、週に一日ないし二日という学校もありますが、各学校において工夫しながら活用しているところであります。

ＡＩ型デジタルドリルの活用による学習意欲の向上につきましても、先ほど申し上げたとおり効果があるものと考えております。

具体的には基礎・基本の定着を目指しているものであり、個人の苦手な部分をＡＩが解析し、復習や予習に導くことにより学力の向上や個別最適な学びの一助となっているものと考えております。

また、中学校で活用する中で、自分の苦手分野が分かることで、テスト前に苦手分野を中心に復習する生徒が増えたとも聞いておりますので、引き続き、各学校の実践例を共有し、より有効な活用方法について検討してまいります。

以上、榊議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、一番榊　孝雄議員に再質問を許します。一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

それでは、再質問させていただきます。

藤崎町各小学校のプール授業についてで再質問させていただきます。

先ほど町長答弁で中学校でのプール授業は実技を伴わない座学だけと言っていましたが、数時間だけでも実技を入れた授業を行うのはできないものでしょうか。

もし実技が難しいのなら、中学校だけでも着衣水泳学習だけでもできないでしょうか。今後の取組についてお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

成田学務課長。

○学務課長（成田康治君）

お答えします。

可能か可能でないかでお答えしますと可能であります。

実技、特に着衣泳学習は水難事故から身を守るために実践的で、非常に有効的な安全教育であると認識しております。そのため教育委員会から中学校に対して着衣泳学習の導入について働きかけを行ってまいります。

一方で、座学の学習のみで学習指導要領に合致することから導入を強制することはできないため、中学校からの要望がございましたら、学校と連携いたしまして、プールの使用に対して連携してまいります。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

着衣泳学習はぜひ中学校でも実施できるようよろしくお願いします。

座学でも、学習指導要領に合致して導入を強制することはできないのは分かるのですが、座学と実技ではやはり違う

と思います。ただ、聞いて授業をするよりも、体育となるとやはり実技が必要であると思います。

しかし、授業のこま数の確保や先生方の授業の準備などの負担も大きいのも分かりますが、何とぞ実技のほうも検討をお願いします。

次に、二の小学校陸上記録会についての再質問させていただきます。

児童や教員の両方にアンケートを取って負担にならないよう考えて、記録会の復活とはいきませんが、それに代わる行事を行う考えはあるかお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

成田学務課長。

○学務課長（成田康治君）

お答えします。

先ほど町長答弁にもございましたが、廃止に至った経緯につきましては、学校等へのアンケート等により総合的に教育委員会として判断したものであります。ご指摘の体力向上、運動習慣の定着、競争心を育てることにつきましては、体育の授業等を通じて児童の成長につなげてまいります。

現在、実施してございます町の音楽発表会を通じまして児童の交流や表現力の育成を図っており、好評を得ているところであります。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

競争心を育てるのは、いつもいる人と競ってもあまり競争心は育たないと私は思います。ですが、学校へのアンケート、先生への負担などがあることを考えると一概に記録会の復活とはいかないのも事実だと思います。それでも文化的行事だけではなく、藤崎町はスポーツも盛んな町ですので、スポーツの行事も何か一つ考えていただけるよう検討をお願いします。

次に、三、ＩＣＴ教育について再質問させていただきます。

ＩＣＴを活用することによって学習効果が高まっているとのことですが、具体的にどのような成果が出ているでしょうか。

また、今後さらにＩＣＴ教育を充実させるためにどのような改善を考えているのかお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

成田学務課長。

○学務課長（成田康治君）

お答えします。

学習効果として、主に次の三点を挙げさせていただきます。

一つ目は、個別最適な学習、学びとして、ＡＩ型ドリルにより、児童生徒一人一人が習熟度に応じた問題が提示され、苦手分野を克服することで効果が出ていると思われます。

二点目といたしまして、学習意欲の向上として、タブレット端末を使うことによりまして、活用した調べ学習や発表活動により主体的に学ぶ姿勢が育成されていると感じております。

三点目といたしまして、授業の可視化といたして、共同支援ツール等を使いまして、意見共有等の発表により、多様な考えをお互いに比較検討する力が向上していると考えております。

さらなる充実に向けましては、教員のＩＣＴ活用、スキルの底上げと効果的な活用事例の共有を進めますとともに通信環境の安定化、端末の適切な更新等を計画的に行うよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

一人一人に合った学習方法で勉強できることはとてもいいことだと思います。自分のペースで学ぶことで、苦手な分野も理解しやすくなるし、楽しく分かりやすい授業にすることで勉強へのやる気が高まると思います。授業の内容を目で見て分かるようにすることで理解しやすくなると思います。何を学んでいるのかが分かると授業に集中しやすいと思います。そして先生のＩＣＴ活用スキルの底上げをすることで、子供たちの学習の質も上がり、学力が上がることを期待したいと思います。

次に、ＩＣＴを苦手とする教員もいると思いますが、教員に対する支援などはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

成田学務課長。

○学務課長（成田康治君）

お答えいたします。

ＩＣＴの活用に不安を感じている教員の方はいることは十分認識しております。そのため、現在、支援体制の主な取組といたしまして、ＩＣＴ支援員を派遣して、サポート体制を充実させております。そのほか教育委員会主催によりますＩＣＴ活用による指導力向上に向けた研修会の実施、また、校内での先生方による研修等を定期的に行うなどの実施

がございます。今後も教員のＩＣＴスキル向上に向けまして支援体制の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

これからの学校教育には必ずＩＣＴが必要不可欠になってくると思います。先生方も年齢によっては不得意な方もいると思いますが、そこはしっかりと教育委員会でも支援していただきたいと思います。ひいては子供たちのため、先生たちのためにも重ねてよろしくお願いします。

次に、ＡＩ型デジタルドリルにおいても、中学入試、高校入試の過去問題集の導入などは考えていますでしょうか。

○議長（奈良完治君）

成田学務課長。

○学務課長（成田康治君）

お答えします。

ＡＩ型デジタルドリルの入試の過去問題集の導入につきましては、進学を控えた生徒の学習意欲の向上や家庭学習の充実という観点から非常に有意義な取組と認識しておりますので、今後、費用対効果、あと既存ソフトの環境、連携、生徒のニーズ等を踏まえて導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

一番榊　孝雄議員。

○一番（榊　孝雄君）

入試に関わる子供たちは必ず必要になると思います。家庭学習の充実という点では、復習や一人勉強などで使うと思いますので、何とぞ前向きな検討をよろしくお願いします。これからの教育はＩＣＴ化が進んでくると思いますが、今まであった紙媒体のものをなくするのではなく、デジタルなものを使いながら、紙媒体も使ってハイブリッドな教育を子供たちに提供していただきたいと思います。

これで再質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（奈良完治君）

これで、一番榊　孝雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午後二時十分とします。

休　憩　午後一時五十八分

再　開　午後二時十分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、八番奈良岡文英議員に一般質問を許します。八番奈良岡文英議員。

〔八番　奈良岡文英議員　登壇〕

○八番（奈良岡文英君）

議長の許しを得ましたので、質問させていただきます。議席番号八番、町民クラブ奈良岡文英です。本日最後の質問予定者であります。皆さんお疲れのところよろしくお願いいたします。

七月二十八日に発生した熊本地震や八月の千葉県や富山県、福井県の線状降水帯による豪雨被害、また、青森県でも度々発生する大きな地震で被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。とともに、一日も早い復興をお祈り申し上げているところであります。

また、九月二日未明には、津軽地方に線状降水帯が発生し、猛烈な雨となっていました。警戒レベル四、土砂災害危険警報が発令され、災害への注意、備えを呼びかけておりましたが、幸い我が町では、特に被害がなく、安心しているところであります。土砂災害や河川の増水、氾濫、低い土地の浸水など、厳重な警戒が必要であります。これからの季節は実りの秋を迎えることになりますが、台風、大雨など自然災害が発生しやすい季節になります。備えあれば憂いなしと言います、物心両面から備えておきたいものだと思っております。今後も町民の皆さんにとっては大きな災害もなく、無事に実りの秋を迎えることを祈っております。

さて、栩内町長が就任して以来、町政の基本姿勢として、対話を重視する、暮らしの実感を大切にする、挑戦するといった三つの基本姿勢を示してきました。そして重点政策として、子育て・福祉政策、教育政策、農業・商工業政策、防災・減災政策に重点的に取り組むとしました。その中で、町民の皆さんとの直接対話を通じて、協働のまちづくりに取り組んでいくとした対話集会ふじトークについては、今後のまちづくり町民参画の協働のまちづくりにどのように生かされていくのか注目していきたいと思います。

それでは、質問事項の旧藤崎診療所の利活用について質問させていただきます。

旧診療所の建物は昭和五十六年に建設され、平成二十一年に大規模改修を行っていて、平成十九年から令和六年までときわ会病院が委託運営を行っていたわけですが、開院以来、地域医療を担い、町民の疾病予防や健康増進に大きな役割を果たしてきたと思います。診療所閉院後、改修計画の検討に入っていたところでありますが、今後の町政の大きな課題になってくると思います。質問項目のこれまでの経緯について伺うものであります。

建物の規模は現庁舎よりも大きく、建築年数の四十年も経過していることから、再度大規模改修をして再利用するにもフルに活用するには大き過ぎるし、耐震強度の問題もあり、将来の維持管理に多大な費用がかかることが予想されます。今後の町政の大きな課題として、旧診療所の利活用について、一旦検討に入りましたが、隣接する西豊田温泉の故障中断で、検討そのものは白紙になりましたが、今は、温泉の掘削工事に入り、一応温泉再開のめどがついたところであります。今までの庁舎内での検討内容について伺うものであります。

また、建物の規模、耐震強度について、今後利用するのに、建物の規模としては適当なのか、今後想定される大規模地震に対しての耐震強度についてはどのようになっているのか伺います。

次に、今後の活用方法について伺います。

現状の役場庁舎は行政ニーズも多様化し、多種多様となり、一般町民が相談するスペースにも困るほど手狭になっております。少子高齢化対策の子育て支援施設として、また、生涯学習文化会館に入っている教育委員会の利用について伺います。

また、建物を解体して新築する考えはないのかについて伺います。

その場合の財源についても伺います。

最後に、今後の利活用について、三十年、四十年と、次の世代にもつながる真に必要性のある施設にしていくことが大事であります。そういう観点から、新たに検討組織を立ち上げる用意はあるのか伺います。

以上で登壇の質問を終わりますが、明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁を求めます。栩内伸治町長。

〔町長　栩内伸治君　登壇〕

○町長（栩内伸治君）

それでは、奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、旧藤崎診療所の利活用についてのこれまでの経緯についてから、今後の活用方法についてまでにつきましては関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、これまでの経過につきましては、従前の一般質問の答弁において説明しておりました有利な財源の有無について幾つかの可能性を探ってきたところであります。

基本的に役場庁舎に係る改修や建て替えに関しましては、庁舎単体での有利な財源は少なく、多方面からの理由づけにより獲得していかなければ、より多くの財源を見いだすことは難しいものとなっております。

また、比較的有利な財源であっても、交付の条件をクリアすることが難しい場合や、国の予算により内示率が変動する場合もあり、補助制度も年により支給要件が変化する中において、改築のタイミングに合わせ財源を獲得できるかが、財源の選定と準備に時間を要する原因となっているところであります。

この中において、現在絞り込んだ財源といたしましては、機能、目的により異なりますが、都市機能の集約により活用が期待できる都市再生関連の交付金やこども家庭センターの設置等により活用できる補助金や起債、また、防災・減災機能の強化に活用できる起債などを見込んでおり、それぞれ前提となる各計画へ盛り込む必要があり、また、主となる都市再生関連の交付金につきましては、立地適正化計画の策定が必須となることから、その作成の進捗に合わせ準備を進める予定としております。

なお、解体新築とする場合、解体だけで三億円程度の経費が必要になるものと見込んでおりますが、先ほどの交付金が活用できた場合、通常対象になりづらい解体費用についても適用となり得ることから、建築費や維持経費のほか、解体経費や使用年数、活用目的や必要面積などを含めた総合的で合理的な対比を行い、改修と新築について最終判断して

いきたいと考えております。

また、旧診療所の耐震強度につきましては、震度六から震度七の大地震でも倒壊しないことを想定した新耐震基準により建築されておりますが、詳細な構造強度調査においては、階下の一部に補強を要する箇所があるため、改修して使用する場合は、長寿命化の補修に合わせ強度補強を行うことが必要となっております。

当該診療所は昭和五十六年に建設され、築四十年以上経過しておりますが、ときわ会病院が指定管理を行っていた平成十九年度から令和六年度のうち、平成二十一年度に大規模改修を行っており、今後、長寿命化を行い、コンクリートを良好な状態で維持できれば、構造軀体の使用年数から見て、あと数十年ほどは使用可能なものであります。

使用用途につきましては、内容について従来から検討、報告しておりましたとおり、民教部門の包括的な相談支援体制の構築と強化を目指しているところであり、可能な限り関係部署等の集約を図る予定としているほか、建物の構築または別棟での防災・減災機能の追加を想定しているところであります。

今後の進め方といたしましては、行財政改革部門において協議体を設け、進めていくことを予定しておりますが、内容や機能につきましては、おおむね集約ができていることから、一からの検討を必要とするものではありませんが、必要に応じ関係者等からの聞き取りや意見の集約を図って行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、八番奈良岡文英議員に再質問を許します。八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

それでは、再質問させていただきます。

質問のアのこれまでの検討内容はどのようになっているかということなんですけれども、ちょっと聞き漏らした点もあるので、もう一度具体的に説明できるものがあればよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

お答えいたします。

藤崎診療所の閉院に伴い、現在の行政課題解決に向けての診療所の利活用について、庁内で検討してまいったところであります。その結果、こども家庭センターの設置、子供に関する包括的な相談支援体制の構築、防災備蓄品及び備品の保管場所の確保、会議及び相談スペースの確保、行政文書等の備品の確保の場所の増設、放課後児童クラブの分散問題などを挙げられ、その重要度、将来性、また、優先度を精査した結果、こども家庭センターの設置及び教育部門分野との連携強化、防災備蓄倉庫等の防災機能の強化、会議及び相談スペースの確保が最も必要であるということから、現在、実現に向け検討しているところであります。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

最初、この旧診療所の建物についてどうするかという話題になったとき、議会でも視察に行ったんですけれども、町長もそのとき議員だったので、行ったと思いますけれども、老朽化が進んで平成二十一年に大規模改修をしているんですけれども、雨漏りや漏水があると、もし使うにしても修繕費が過大にかかるだろうという話だったんですけれども、

改修した場合のほうが安上がりでないんじゃないかと、解体した場合、費用が何ぼかかるか分からないと、さっき三億円という話がありましたけれども、そのぐらいで済めばまだいいほうかなとは思っているんですけれども、面積はどのぐらいあるんですか、旧診療所の面積は。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

お答えいたします。

旧診療所の床面積は四千八十一・〇六三平方メートルとなっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

それで現この庁舎よりも幾らか広いという解釈でよろしいですか。何年か前に、この現庁舎も大規模改修しているんですけれども、そのときの費用はどのぐらいかかったんですか。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

当時の改修の費用ですけれども総額で六億千四百万円ほどかかっておりまして、この中には、役場の裏に新築した車庫と倉庫の部分も入っていて、この金額となっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

先ほど、こども家庭センターとか教育部門の防災関連施設とか倉庫とか、答弁でいただきましたけれども、それに会議室とかも必要だと思うんですけれども、そうした場合にどのぐらいの規模が必要かお考えでしょうか。まだ具体的な検討には入っていないので、目指す面積とかは分からないかもしれませんけれども、まあ答えるできるものがあったらよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

必要な面積となると今議員おっしゃっていただいたとおり、まだ具体的な面積等は出てはいないんですけれども、こども支援施設と教育関係の統合については、連携強化の観点から目指してまいりたいと考えております。

財政的な面もいまだ確たるめどが立っていないことから、またその規模、面積等については、まだ未定というふうになっております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

検討をして具体的に計画立案していくという着工の年度とかまでは分からないと思うんですけれども、目標年度とか、そういうスケジュール的なものがもし分かればお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

鳴海総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（鳴海浩司君）

先ほど町長答弁のほうにもありました立地適正化計画、こちらのほうを作成することによって、有利な財源が得られるので、そちらのほうの計画が今のところ、令和十年、十一年に向けて今策定する予定となっております。それに合わせてこの旧診療所の活用も計画してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

この件については今後少しずつ具体性のある検討して計画していくことと思いますけれども、一時の財政事情とか、財政難ですから、規模を縮小するとか、建物を改修するとか、そういう事情にとらわれずに、先ほど登壇でも申し上げたように、将来次の世代にも立派な施設が残るように、そしてまた、我が町の規模に合った真に必要性がある町民の人が利用できるような立派な施設にするべきじゃないかと思うんですけれども、その点について町長に伺います。

○議長（奈良完治君）

栁内伸治町長。

○町長（栁内伸治君）

まさに今、奈良岡議員がご指摘のとおりでございます。一時の財政事情にとらわれず、次の世代につながる町民に真に必要とされる施設というのは、これはもう必須であります。箱物の維持管理というのは、今この立場になって本当に痛感しているところであります。ですから、今の診療所跡を利用する上では大変重要な視点であるというふうに認識しております。

同時に施設整備には建設費のみならず、維持管理費、運営費含めたランニングコスト、そういった部分が大分重くのしかかってきており、財政的な持続可能性を十分に見極めるというのも、今後、行政運営では必要なものというふうに思っております。次の世代へ責任のある行政運営につながるものというふうな認識でございます。

今後は、町の人口規模、財政規模、また既存の公共施設等の機能の重複やバランス、その点を踏まえながら、大き過ぎるとか小さ過ぎるとかない、当町の実情に合った施設の在り方ということを複合的、多目的な活用の可能性もしっかり視野に入れながら、将来にわたって町民に愛される、使い続けていただけるような施設というのを、今後検討を深めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

八番奈良岡文英議員。

○八番（奈良岡文英君）

人口減少の時代に入って、少子高齢化が進む時代に入っていくと思います。一層それが進んでいくと思いますので、身の丈に合った施設、先に補助金ありきとか、あれもこれもとかというような考えでなく、真に必要なものは何かという視点で、将来、次の世代にお荷物を残すのでなく、立派な利用できる施設にしていただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（奈良完治君）

これで、八番奈良岡文英議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散　会　午後二時三十一分